

# 兵庫県公報

平成21年6月5日 金曜日 第2087号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	4
○ 保安林の指定の予定通知（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水質課）	5
<b>公 告</b>	
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	7
○ 随意契約の相手方等の公示（災害対策課）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	8
<b>病院局辞令</b>	
○ 足立 秀治ほか	8
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	8
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	9
<b>正 誤</b>	
○ 平成21年3月31日付け兵庫県公報第14号外中	10

## 告 示

### 兵庫県告示第684号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成21年5月19日に次のとおり認可した。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者  
名称 円山川漁業協同組合  
所在地 豊岡市出石町宮内153-3
- 2 漁業権番号  
内共第10号
- 3 認可に係る変更の内容  
第7条第1項の表免許全魚種の項を次のように改める。

免許全魚種	手釣・竿釣 (カニもんどり3ヶ以内)	1日	3,500円
		1年（3月1日から2月末日まで） ただし、第3項に規定する大屋川（あゆ）特定漁場年券（20,000円）と同時に納付する場合は併せて30,000円とする。	16,000円

第7条第3項の表大屋川（あゆ）特定漁場の項を次のように改める。

大屋川（あゆ） 特定漁場	竿釣 （竿の本数は1人に1本と し友釣りのみとする）	1日 一般 遊漁をする場所において 漁場監視員に納付するとき 年券（期間中のみ） 一般	3,500円  5,000円  20,000円
		ただし、第1項に規定する免許全魚種1年遊漁料 （16,000円）と同時に納付する場合は併せて30,000 円とする。	

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第685号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成21年5月19日に次のとおり認可した。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者  
名 称 揖保川漁業協同組合  
所在地 宍粟市山崎町五十波1013
- 2 漁業権番号  
内共第7号
- 3 認可に係る変更の内容  
第3条第3項の表を次のように改める。

	区 域
1	国道原有賀橋上流の橋から上流原大橋までの区域
2	波賀町安積発電所取水口より上流、飯見下片が淵までの区域
3	波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域
4	一宮町、波賀町境（波賀町日見谷の谷川合流点）にある標柱より約1,000m上流の荒神社下にある標柱までの区域
5	一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域
6	一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域
7	一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域
8	一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域
9	山崎町清野橋橋桁の上にある標柱から上流一宮町嶋田にある清野高圧線下にある標柱までの区域
10	一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域
11	一宮町閨賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコー宮会館上流にある標柱までの区域
12	一宮町西安積、引原川中安積階段下流側にある標柱から上流西安積堰堤までの区域

13	一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域
14	山崎町与位宮川の合流点の標柱から上流高尾川の合流点にある標柱までの区域
15	山崎町五十波、三津井堰より下流約300mの地点で藤井店の前にある標柱までの区域
16	山崎町さつき大橋の下流約50mから、上流山崎町三津通称アカナメの瀬がかりまでの区域
17	山崎町カラト アラ湯井堰から下流、山崎町十二波の標柱までの区域
18	山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域
19	山崎町川戸井堰にある標柱から、揖保川と菅野川の合流点右岸にある標柱までの区域
20	山崎町川戸の樋門より下流、新宮町平見の墓地の前にある標柱までの区域
21	山崎町生谷「生谷井堰」から上流、同町横須「立神井堰」までの区域
22	新宮町香山笹野井堰（通称、藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域
23	新宮町下野下野橋より下流約50mの点にある標柱から約200m下流の点にある標柱までの区域
24	新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域
25	龍野町島田排水口にある標柱から下流西側にある高圧線の下の点にある標柱までの区域
26	龍野町祇園橋にある標柱から下流岩浦井堰までの区域
27	龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域
28	龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域
29	林田町新町井堰下流、林田町下構井堰までの区域

第4条第1項の表にじますの項を次のように改める。

にじます	3月1日から9月30日まで 但し、第6条に定める特定漁場においては1月1日から12月31日まで
------	----------------------------------------------------

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第9条第2項の表古川漁業協同組合事務所の項及び千種川漁業協同組合事務所の項を削る。

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第686号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により第5種共同漁業権遊漁規則の変更を平成21年5月19日に次のとおり認可した。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 漁業権者  
名称 岸田川漁業協同組合  
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143-10
- 2 漁業権番号  
内共第13号
- 3 認可に係る変更の内容  
第8条第2項中  
「美方郡新温泉町浜坂2143-10

浜坂町商工会内  
岸田川漁業協同組合事務所

浜坂525	川夏釣具店
浜坂2337	高山カメラ店
二日市751-1	山川商店
三谷224	海鮮魚市(有)山米
井土1400-1	ブルースカイ
今岡243-1	中島石油店
千谷243-1	八田コミュニティセンター
細田10-1	湯の町石油(有)
湯99	福島理髪店

を

「美方郡新温泉町浜坂2143-10 浜坂町商工会内  
岸田川漁業協同組合事務所

浜坂525	川夏釣具店
浜坂2337	高山カメラ店
二日市751-1	山川商店
三谷224	海鮮魚市(有)山米
井土840-1	ファミリーマート マツモト湯村店
井土1400-1	ブルースカイ
今岡243-1	中島石油店
七釜48	ローソン 新温泉七釜店
千谷243-1	八田コミュニティセンター
戸田250	井上 幸子
細田10-1	湯の町石油(有)
湯99	福島理髪店

豊岡市船田1301	(有)松田釣具店
船町333-1	フィッシュオン 豊岡店
朝来市和田山町東谷331	日下部釣具店
宍粟市山崎町山田179-2	高井釣具店
神戸市兵庫区新開地1-4-6	(有)岩井釣具
鳥取市川端2-225	茶谷釣具店
鳥取市湖山町北1-557	(株)真山釣具
鳥取市千代水1-142	ポイント 鳥取店

に改める。

第10条第3項の表加古川漁業協同組合事務所の項、千種川漁業協同組合事務所の項及び円山川漁業協同組合の項を削る。

- 4 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日から施行する。



**兵庫県告示第687号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除保安林の所在場所  
川辺郡猪名川町下阿古谷字宮ノ南16の3、16の6、16の7
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由  
道路用地とするため



**兵庫県告示第688号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
多可郡多可町八千代区大和字観音山775（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字観音山775（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第689号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
キッコーマン株式会社高砂工場  
高砂市荒井町新浜1丁目1番1号  
工場長 安 藤 公 夫
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
キッコーマン株式会社高砂工場  
高砂市荒井町新浜1丁目1番1号
  - (3) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	活性汚泥処理法	
		変 更 前	変 更 後
変 更 前 後 の 区 分			
型	式	表面ばっ気方式による活性汚泥処理施設	同 左
構	造	鉄筋コンクリート製	同 左
主 要 寸 法		21m×21m×5.4m、 13.5m×13.5m×4m×2、 直径19m×3m	同 左

能 力	3,500m <sup>3</sup> /日	同 左							
汚 水 等 の 処 理 方 式	活性汚泥	同 左							
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	同 左							
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	同 左							
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後							
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左							
使用時間の季節的変動の概要	な し	同 左							
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6～ 8	6～ 8	6～ 8	6～ 8	6～ 8	6～ 8	6～ 8	6～ 8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	257	367	14	23	257	367	14	23
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	188	264	25	41	234	264	25	41
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	169	225	25	35	169	225	25	35
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	90	130	18	26	90	130	18	26
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	5.3	7.3	1.6	2.2	5.3	7.3	1.6	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	16	19	5	7	16	19	5	7
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	3,240	3,240	3,240	3,240	2,592	3,240	2,592	3,240	

(4) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変更前	変 更 後				
排 水 口 名		旧No. 1	新No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. A1～ No. F14 (48箇所)
排 水 量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通 常	9,557	2,592	1,160	16	752	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	13,267	3,240	3,700	20	940	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	
	最 大	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	—	—	6	4	8	
	最 大	—	—	10	8	10	

化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	18	25	6	6	8
	最大	25	41	10	10	10
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	25	25	7	5	5
	最大	35	35	12	10	10
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	9	18	4	4	4
	最大	13	26	8	8	8
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.8	1.6	0.3	0.3	0.3
	最大	1.1	5	0.6	0.6	0.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	5	5	—	—	—
	最大	7	7	—	—	—

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年6月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課

公 告

軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民局	紛失 年月日
10,000 リットル 券	鉱物の 掘採	H22 0123378	平成21年 7月31日	1	姫路市家島町真浦27-6 株式会社 玉吉石油	中播磨 県民局	平成21年 4月21日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年6月5日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
災害対応総合情報ネットワークシステムに関する運營業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地  
兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成21年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る契約金額  
48,527,850円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第15条第1項(d)による



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年6月5日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市菅田町字南野739番14の一部、739番22、739番25、739番243
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
明石市魚住町清水1106番地4  
キャタピラージャパン株式会社 執行役員明石事業所長 尾野輝実
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成21年5月11日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-12-2号（20小野）

**病院局辞令**

平成21年5月1日付

（県立がんセンター副院長（診療担当）兼参事（医療連携担当）・診療部放射線診断科部長）  
足立秀治

県立がんセンター参事（医療連携担当）兼務を免ずる

（県立がんセンター診療部長兼消化器外科部長）  
中村毅

県立がんセンター参事（医療連携担当）兼診療部消化器外科部長に補する

（県立がんセンター検査部長兼診療部呼吸器外科部長）  
吉村雅裕

県立がんセンター診療部長兼呼吸器外科部長に補する

（県立がんセンター診療部消化器外科部長）  
富永正寛

県立がんセンター部長（医療安全対策担当）兼診療部消化器外科部長に補する

（県立がんセンター部長（医療安全対策担当）兼診療部血液内科部長）  
村山徹

県立がんセンター検査部長兼診療部血液内科部長に補する

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第46号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、指定の取消しがあつたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村上寿浩



## 2 老人ホームの表三木市の項中

「

三木市	三木市立養護老人ホーム さつき園	三木市平田623-2
-----	------------------	------------

を

「

三木市	養護老人ホーム 優和福祉会さつき園	三木市平田623-2
-----	-------------------	------------

に改め、同表朝来市の項中

「

	特別養護老人ホーム あさがおホール	同 市新井字荒木148
--	-------------------	-------------

を

「

	社会福祉法人ひまわり 特別養護老人ホーム あさがおホール	同 市新井字荒木148
--	------------------------------	-------------

に改める。

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第160号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年6月5日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級  
雑踏警備業務1級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
平成21年9月12日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
兵庫県明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検資格
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県外に住所を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているもの
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
    - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続

(1) 申請期間

平成21年6月16日（火）から同年8月21日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 申請窓口

申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。

ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 兵庫県外に住所地を有する警備員で、兵庫県内の営業所に属しているものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 住所地を疎明する書面1通。ただし、申請者が兵庫県外に住所地を有する警備員である場合は、営業所の所在地を疎明する書面1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。

7 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。

8 携行品

受検票及び筆記用具

9 受検についての問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

正 誤

○平成21年3月31日付け（兵庫県公報第14号外）  
行政組織規則の一部を改正する規則（平成21年兵庫県規則第39号）中

(ページ)	46
(行)	下から5
(誤)	<p>(文書管理規則の一部改正)</p> <p>6 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。 第2条第5号アからウまでを次のように改める。 ア 総務室、県民室及びハーバーランド庁舎経営室 イ 事務所（行政組織規則第75条第3項及び第4項に規定する事務所をいう。） ウ 但馬文教府、文化会館、生活科学センター、新温泉健康福祉事務所、但馬水産事務所、普及指導センター、土地改良事務所及び六甲治山事務所 (兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部改正)</p> <p>7 兵庫県特別職報酬等審議会規則（昭和43年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。 第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。</p>

(正)

(職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

- 6 職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年兵庫県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「豊岡土木事務所但東事業所」及び「新温泉土木事務所村岡事業所」の項を削る。

(文書管理規則の一部改正)

- 7 文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号アからウまでを次のように改める。

ア 総務室、県民室及びハーバーランド庁舎経営室

イ 事務所（行政組織規則第75条第3項及び第4項に規定する事務所をいう。）

ウ 但馬文教府、文化会館、生活科学センター、新温泉健康福祉事務所、但馬水産事務所、普及指導センター、土地改良事務所及び六甲治山事務所

(兵庫県特別職報酬等審議会規則の一部改正)

- 8 兵庫県特別職報酬等審議会規則（昭和43年兵庫県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改める。